

《 経営発達支援計画とは 》

小規模事業者の事業の持続的発展を支援するため、商工会及び商工会議所が関係市町村と共同して経営発達支援についての計画を作成し、これを経済産業大臣が認定する制度です。平成 26 年の小規模事業者支援法一部改正に伴い創設されました。

経営発達支援とは、商工会及び商工会議所が実施する事業のうち、小規模事業者の技術の向上、新たな事業分野の開拓、その他の小規模事業者の経営の発達に特に資するものとされています。